

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から61年3月まで
② 昭和61年6月から同年12月まで

私は、昭和46年4月に結婚後、義母に勧められて、国民年金の加入手続を行った。加入手続後、最初の頃は集金人に、その後は納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。私は、申立期間当時、必ず夫婦二人分の保険料を納付しており、一緒に納付していた夫は、申立期間の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、その後の国民年金第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が一緒に納付したとするその夫は、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みである上、当該期間前後の期間の申立人及びその夫の保険料の納付状況が一致している形跡がうかがえることから、納付意識の高かった申立人が、その夫の保険料と同様に、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 7 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際に、来年度からは定期的に納付書が届く旨の説明を受け、その納付書とは別の形状の納付書により、区役所又は金融機関で納付していた。加入手続後、未納が無いように保険料を納付していたにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により区役所又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 54 年 9 月頃と推認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付し、保険料を前納及び口座振替により納付している期間も確認できる上、転居に伴う国民年金の住所変更手続についても適切に行っていることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

私は、昭和57年1月に会社を退職し、すぐに町役場で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。国民年金保険料については、その場で納付できる保険料を納付し、残りの期間の保険料については、後日、郵送されてきた納付書により、金融機関で納付していた。

私は、過去に複数回、私の国民年金保険料の納付状況を確認したが、その都度、「未納は無い。」という回答を得ていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に会社を退職した後、町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、当時、申立人が居住していた町の被保険者名簿によると、同年8月に行われたことが確認できるものの、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であった上、申立人は、申立期間の保険料の納付書と、同年4月以降の納付書が異なった様式であったことを記憶していることから、申立人の主張は不合理ではない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年6月まで
② 昭和52年2月から53年1月まで

申立期間①について、私は、会社を退職後、市役所で、国民年金の加入手続を行い、次の会社に入るまで、国民年金保険料を納付していた。

申立期間②について、会社を退職後の昭和52年2月に、当該期間の始期に居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金第3号被保険者となるまでの間、国民年金保険料を定期的に納付していた。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の旧姓による氏名及び生年月日と一致する別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが判明し、国民年金手帳記号番号払出簿によると、その番号は、申立人が当該期間当時居住していたとする市に払い出されている。オンライン記録では、当該手帳記号番号に係る国民年金の被保険者資格取得日は、申立人の基礎年金番号に係る当該期間直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致し、国民年金の被保険者資格喪失日は、当該期間直後の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることに加え、申立人は、当該期間直前に勤務していた会社を退職後、市役所で、国民年金の加入手続を行ったとしているが、上述の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和49年2月に行われたと推認されるその手帳記号番号に

係る国民年金の加入手続時期は、申立人の主張する時期と一致しており、当該手帳記号番号は申立人に付番された番号であったと考えられる。

また、上述の国民年金手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付記録では、国民年金に加入した当初の昭和49年2月及び同年3月の保険料が納付済みとなっており、その後の同年4月から同年6月までの保険料は未納となっているものの、申立人が、国民年金の加入手続を行い、当初の2か月のみの保険料を納付し、その後の3か月の保険料を納付しなかったとは考えにくく、申立人が、当該手帳記号番号により、同年4月から同年6月までの保険料を納付していたと考えても、特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、会社を退職後の昭和52年2月に、当該期間の始期に居住していた市で、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の年金手帳及び申立人が当該期間の終期に居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人が、当該期間直後の53年2月に、同市で、国民年金に任意加入していることから、申立人の主張とは一致せず、申立人は、当該期間において、国民年金の加入手続を行っておらず、当該期間当時、国民年金保険料を納付することもできなかったと考えられる上、申立人が国民年金に任意加入した同年同月の時点において、その夫が、厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、任意の未加入期間となる当該期間の保険料を遡って納付することもできない。

また、申立人は、申立期間②当時、定期的に、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、当該期間を通じて、複数の自治体に居住していたとしており、複数の行政機関が、複数回にわたり、事務処理を誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

私が20歳になった頃に、母親が市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、催告状が届いたので、納付書を発行してもらい、数回にわたり遡って金融機関で納付した。最初に納付したときは、申立期間直前の期間と合わせて6万円ぐらいの保険料を2枚の納付書で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、催告状が届いたので、納付書を発行してもらい、数回にわたり遡って納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間前後の期間の保険料を過年度納付により納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても、過年度納付により納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間直前の期間と合わせて6万円ぐらいの国民年金保険料を2枚の納付書で納付したと主張しているところ、その保険料額は、申立期間直前の期間の保険料と申立期間の保険料を一緒に納付した場合の金額とおおむね一致していること、申立期間直前の平成9年1月から同年3月までの保険料は、10年3月26日に過年度納付されていることから、その時点で現年度となる申立期間の保険料とは別の納付書となることから、申立人の主張に信憑性^{びよう}がうかがえる上、当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者であり、保険料を納付するだけの資力があつたものと考えられ、申立期間の保険料の納付が困難であつたことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の

未納は無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳のときに、当時居住していた区の区役所の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで、母親の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を区役所の出張所で納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとされるその母親は、昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入してから、2 か月を除き保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期から、申立人の加入手続き時期は、昭和 50 年 5 月であると推認でき、現に納付済みとされている 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付したものと考えられ、加入手続き時期と推認される同年 5 月の時点において、申立期間は過年度納付することが可能な期間であり、保険料の納付意識が高いと考えられるその母親が、8 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足したときに国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の妻が 1 か月当たり 100 円を自宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度が発足したときに国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、国民年金制度発足前の昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの間と推認でき、申立内容と一致する上、申立期間当時、申立人が居住していた区では 37 年 7 月から集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立人が昭和 37 年度当初である昭和 37 年 4 月から保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額と一致している上、その妻は、「申立期間当時は、義姉が所有する住宅に入居していたので家計に余裕があり、私が夫の保険料を集金人に納付していた。」旨証言している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、上述のとおり、申立期間当時、申立人が居住していた区では集金人

制度が存在しなかったことが確認できる上、申立人は集金人以外に国民年金保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、昭和44年7月頃、当時居住していた市の市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を集金人へ納付していた。

一緒に納付していた元妻の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人へ納付していた。」と述べているが、確かに、申立人及び申立人の元妻は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、一緒に保険料を納付していたとする元妻は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立人が、申立期間当時居住していた市では、集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認でき、申立人の主張する保険料納付方法と一致している上、申立期間を除き、国民年金加入手続後の保険料を全て納付しているなど、保険料の納付意識が高かったと認められる申立人が、当該期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、申立期間の前後を通じ、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年6月まで

私が20歳になった平成3年*月、市役所から国民年金の加入を促す手紙が送付されてきたので、私の母親が市役所で私の国民年金の加入を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が会社に勤めていた平成5年頃、未納となっていた保険料を納付するよう納付書が送られてきたので、平成4年度の12か月分の保険料、10万円程度を金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年頃、平成4年度の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、未納であった12か月分の保険料、10万円程度を金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間を含む同年度の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後は複数回にわたって厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月

私がか会社を退職した平成2年9月頃、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が納付書により夫婦二人分を金融機関で納付していた。

申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で一緒に納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻のオンライン記録によると、申立期間直前の平成2年9月から同年11月までの保険料を夫婦共に現年度納付により納付し、その妻の申立期間の保険料については、過年度納付により納付していることが確認できることから、その妻が当該期間の申立人の保険料を過年度納付により納付したと考えても不自然ではない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金に任意加入している期間もあり、国民年金加入期間に保険料の未納は無い上、「私が夫婦二人分の保険料を納付していたので、夫（申立人）だけが未納となっているはずがない。」と証言しているとともに、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から同年9月まで

私は、昭和56年7月に会社を退職し、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれた。当時の手帳の同年8月31日のページに、「年金（Bankへ）。」と書いてあることから、同年同月同日に保険料を納付する母親に付き添って銀行に行ったと思う。

昭和57年3月に転居し、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年7月3日に社会保険事務所（当時）で納付した際、「これを払えば全部払っていることになりますね。」と尋ねたところ、「大丈夫です。」と言われたことを憶えている。また、平成5年当時居住した市でもらった「国民年金保険料納付記録」でも、申立期間の保険料は納付済みと記録されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月に会社を退職し、間を空けずに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その母親が銀行で納付してくれたと思うと述べている。申立人の国民年金手帳記号番号の番号後の被保険者が同年8月4日に任意加入被保険者として資格取得していることから、申立人は同年同月同日までには国民年金の加入手続を行っていたと推認されることに加え、申立人が同年に使用していたとする手帳の同年同月31日の欄に、「年金（Bankへ）。」と記載があり、同手帳は当時のものと認められることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和38年4月から夫婦共に保険料を納付し、その後の加入期間のほとんどの保険

料を納付していることから、国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、このような母親が、申立人が国民年金の加入手続を行った時点の3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は昭和57年7月に、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を社会保険事務所で納付した際、ほかに未納は無いか確認したところ、未納は無いと回答があったことを憶えている旨述べていることを踏まえると、その時点において、申立期間の保険料は納付済みとされていたと考えることも不合理ではなく、平成5年に申立人が居住した市で同年に作成されたと考えられる「国民年金保険料納付記録」でも、申立期間の保険料は納付済みとされていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年4月の国民年金保険料及び同年8月から54年10月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月
② 昭和49年8月から54年10月まで

私は、昭和48年9月に、社会保険事務所（当時）の職員の勧めもあり、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、区役所で定額保険料を納付していた。49年5月からは、付加保険料も納付することとし、主に私が、区役所で定額保険料及び付加保険料を納付していたが、店に来た銀行の担当者に納付を依頼したことや夫に金融機関で納付してもらったこともあったと思う。申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月に、社会保険事務所の職員の勧めもあり、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、定額保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の1か月と短期間である申立期間①の定額保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和49年5月からは、付加保険料も納付することとし、主に申立人が、区役所で定額保険料及び付加保険料を納付していたが、店に来た銀行の担当者に納付を依頼したことや夫に金融機関で納付してもらったこともあったと思うと主張しているところ、i) 申立人は、同年同月に、A区において、付加保険料の納付の申出を行っていることが、申立人が所持する国民年金手帳により確認できること、ii) 申立人は、同年同月に、申立期

間②直前の同年5月から同年7月までの付加保険料を納付していることが、申立人が所持する領収書により確認できること、iii) 当該期間の付加保険料の納付記録は、平成23年2月に追加されていることが、オンライン記録により確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められること、iv) 申立人は、昭和49年11月にB区に転居していることが、申立人が所持する国民年金手帳により確認できることから、申立期間②のうち、申立人が、A区に居住していた3か月と短期間である同年8月から同年10月までの付加保険料を納付していたと考えるも、特段不合理な点は認められない。

さらに、i) 申立人は、申立期間②当初の昭和49年11月に、A区からB区へ転居しているが、付加保険料を納付することについての動機が明確であり、付加保険料の納付の申出を行った僅か6か月後である同年同月に、付加保険料の納付をやめたと考えるのは不自然であること、ii) 上記のとおり、申立人は、A区に居住していた間は、付加保険料を納付していたものと推認できること、iii) 申立人は、B区からC区に転居した申立期間②直後の54年11月から60年11月までの付加保険料を納付していることから、申立人が、申立期間②のうち、49年11月から54年10月までの付加保険料を納付していたと考えるも、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、19年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を、B社F工場（現在は、E社）の事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から19年3月までは1万円、同年4月及び同年5月は40円、同年6月から20年7月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月31日まで

私は、C県D市にあったA事業所に入社し、G職として住み込みで勤務し、昭和19年にH県のF工場へ疎開のため移り、20年8月30日まで勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が2年相違する者の記録（資格取得年月日及び標準報酬月額の記載無し、資格喪失日は昭和19年4月1日）が確認できる。

また、上記被保険者記録に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票によると、当該被保険者の労働者年金保険被保険者資格の取得日は、昭和17年1月1日となっており、当該被保険者は労働者年金保険法が施行された同年6月1日以降はA事業所の労働者年金保険被保険者であったことが確認できる上、同索引票の裏面には、当該被保険者に係る手帳記号番号が、

申立期間以降に申立人が勤務した事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された手帳記号番号と重複している旨の記載が確認できる。

さらに、B社F工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が2年相違するものの、上記索引票の手帳記号番号と同一で、かつ、生年月日が一致する者の記録（資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月31日）が確認できる。

加えて、A事業所及びB社F工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に労働者年金保険被保険者資格の記録があり、申立人を記憶している同僚は、勤務期間は不明としているものの、「申立人は正社員で私と同様の業務内容だった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録はいずれも申立人の記録であり、A事業所の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を、B社F工場の事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和17年6月から19年3月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ1万円、同年4月から20年7月までの標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から、19年4月及び同年5月は40円、同年6月から20年7月までは70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
ねんきん定期便によると、私の厚生年金保険の標準報酬月額について、昭和52年10月から53年9月までの期間の金額が、その前後の期間に比べて著しく低額となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社（現在は、B社）C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、11万円と記録されており、申立期間前後の期間における標準報酬月額（32万円）と比べ、著しく低額となっている。

これに対し、申立人は、当時のA社における給与は毎年増加しており、減額されるような事実は無かったと主張しているところ、B社から提出された人事記録により、申立人の給与は昭和33年4月1日に入社してから51年4月まで昇給している上、52年4月1日にD職に昇格していることが確認できる。

また、A社C支店において、昭和52年の定時決定対象者108名のうち、減額による等級変更は4名のみであり、104名は等級変更が無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の標準報酬月額は、上記の被保険者原票により、昭和51年12月1日の随時改定及び52年の定時決定は上限

額である 32 万円と記録されている上、別の同僚 3 名の標準報酬月額も減額されていないことが確認できる。

加えて、B 社の事業主は、「申立人は、人事記録から昭和 33 年 4 月の入社以来、51 年 4 月まで順調に給与が上昇しており、病気等による休職、賞罰が無く、そのような状況の中で、突然、標準報酬月額が 11 万円に低下しているのは不自然である。当社の届出誤りか社会保険事務所（当時）の誤りだと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年4月16日から25年3月22日までの期間について、A社の事業主は、申立人が24年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年3月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は1,200円、同年5月から25年2月までは2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月頃から26年頃まで

私は、昭和24年4月頃から26年頃までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）において、申立人と姓が一字違い、名は読みが同じでかつ生年月日が同一である者が、昭和24年4月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月22日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人はA社における勤務場所や勤務内容を詳細に記憶しており、「お湯を使う作業だったので、夏は暑くてとても辛かった。冬は、良かった。」と供述していることから同社に1年程度は勤務していたものと推認される。

さらに、申立人は「昭和24年4月頃に集団就職によりA社に入社した。」と述べているところ、24年4月16日に資格取得している被保険者84名の多くは申立人と同年齢であり、聴取することができた同僚のほぼ

全員が「集団就職により入社し、申立人と同じB職をしていた。」と回答している。

加えて、申立人が姓のみ記憶する複数の同僚について、同じ姓の者が申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿及び被保険者臺帳（旧台帳）に係る被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和24年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年3月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和24年4月は1,200円、同年5月から25年2月までは2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年3月22日から26年頃までの期間については、A社は33年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先も不明であるため、当時の状況について照会できない。

また、申立人がA社において姓のみ記憶する同僚と同じ姓の同僚及び当該期間において同社の厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚から聴取しても、当該期間に係る申立人の勤務実態に関する証言を得ることができない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者として申立人と同じ昭和24年4月16日に資格取得している被保険者84名の被保険者期間について調査したところ、79名の者が25年3月までに被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和25年3月22日から26年頃までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年6月から17年6月までの標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から17年7月1日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた平成12年4月1日から17年6月30日までの期間の標準報酬月額が低く記録されているが、申立期間は、35万円の給与を受け取っていたので、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定し、記録訂正の要否を判断することになる。

申立期間のうち、平成14年6月1日から15年1月1日までの期間及び16年1月1日から17年7月1日までの期間について、申立人から提出された確定申告書控（平成13年分、14年分、16年分、17年分）から、申立人が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額（35万円）の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（36万円）より低い標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人は、平成 15 年分の確定申告書控を所持していないものの、「入社から退職まで給与額は一定であった。」と述べているところ、上記の 4 年分の確定申告書控で確認できる給与額が一定であることから、申立期間のうち、15 年 1 月 1 日から 16 年 1 月 1 日までの期間においてもオンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を超える報酬月額（35 万円）の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（36 万円）より低い標準報酬月額（26 万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成 14 年 6 月から 17 年 6 月までの標準報酬月額の記録については、26 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 6 月 1 日までの期間については、上記確定申告書控及び申立人の供述内容から、報酬月額（35 万円）に見合う標準報酬月額（36 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にならないため、これを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の報酬月額より低い額の報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成5年10月から6年9月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年10月1日まで
年金事務所にA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額に比べて標準報酬月額が相違していることが分かった。
調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間のうち4年6月から5年3月までの申立人の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、4年6月1日に遡及して41万円に減額訂正の処理が行われている上、申立人のほかにも25名の標準報酬月額の記録について、同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡しているため、聴取することができないものの、複数の同僚が、「当該期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納

していたと思う。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年4月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において、このような標準報酬月額を遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年6月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は41万円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成6年2月から同年9月までの標準報酬月額は、A社の元取締役から提出された賃金台帳に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、53万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、上記の賃金台帳で確認できない平成5年10月から6年1月までの標準報酬月額は、当該期間の直前月に係る遡及訂正処理前の標準報酬月額（53万円）及び直後月に係る上記の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（53万円）から判断すると、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡している上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 59 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 21 日から 59 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 58 年 9 月 21 日から平成元年 3 月 31 日まで A 社に勤務していた。

ねんきん定期便によると、昭和 58 年 9 月から 59 年 7 月までは標準報酬月額が 24 万円で厚生年金保険料控除額が 1 万 2,720 円となっているが、58 年 10 月から 59 年 8 月の給与・賞与明細書では、厚生年金保険料として 1 万 3,780 円控除されており、実際の控除額と厚生年金保険の記録が異なるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 59 年 3 月から同年 7 月までについては、申立人が所持する給与明細書及び A 社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（24 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（26

万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和58年9月については、申立人が所持する給与明細書及びA社提出の賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(26万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額(9万2,000円)は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

申立期間のうち、昭和58年10月から59年2月までについては、給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、A社は、「昭和59年8月の厚生年金保険料については、58年9月から59年2月までの保険料を調整して控除した。」と回答していることから、申立人が所持する給与明細書及びA社提出の賃金台帳により、当委員会で検証したところ、上記期間に事業主により源泉控除された厚生年金保険料は、事業所が回答したとおり、同年8月の厚生年金保険料は、標準報酬月額26万円に見合う保険料額から標準報酬月額24万円に見合う保険料額に減額調整されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、給与明細書及び賃金台帳から確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(26万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、昭和59年3月から同年7月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料額の調整を行ったと回答していることから、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行っており、その結果、社会保険事務所(当時)は、標準報酬月額(26万円)に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分賞与台帳、給与支給明細書控（平成20年7月分賞与）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分賞与台帳、給与支給明細書控（平成20年7月分賞与）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を54万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分賞与台帳、給与支給明細書控（平成20年7月分賞与）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（54万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を71万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分賞与台帳、給与支給明細書控（平成20年7月分賞与）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（71万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分賞与台帳、給与支給明細書控（平成20年7月分賞与）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（57万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を67万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分賞与台帳、給与支給明細書控（平成20年7月分賞与）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（67万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 24 年 2 月 1 日から同年 9 月 3 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 9 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 2 月から同年 4 月までは 4,200 円、同年 5 月から同年 8 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 21 年 3 月 21 日から 24 年 11 月 30 日まで A 社 B 工場に勤務し、同年 11 月まで厚生年金保険料を引かれていた記憶があるが、同年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 24 年 2 月 1 日から同年 9 月 3 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 2 月 1 日となっていることが確認できる。

しかし、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（書換え後）において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 24 年 9 月 3 日と記載されている上、オンライン記録における喪失日である同年 2 月 1 日以降の日付で標準報酬月額の改定の記録が確認できる。

また、A 社の元従業員は、申立人は、昭和 24 年 9 月頃まで同社に勤務していたと証言している。

さらに、申立人が所持する昭和 24 年 1 月から同年 4 月までの給与明細書には、当時、A 社に勤務していた者の認印が押されているとともに、上

記被保険者名簿の標準報酬等級並適用年月日欄に23年12月1日付けで改定された標準報酬等級（14級：4,200円）に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和24年9月3日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、書換え後の申立人に係るA社B工場における上記被保険者名簿の記録から、昭和24年2月から同年4月までは4,200円、同年5月から同年8月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年9月3日から同年12月1日までの期間については、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人が、当該期間において引き続き同社B工場に勤務していたことを確認できない。

また、申立人が所持する7月から11月までの給与明細書には、年の記載が無いものの、その記載された厚生年金保険料控除額から判断すると、当該給与明細書は昭和23年発行のものと考えられることから、当該給与明細書からは、当該期間において、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社B営業所から同社C営業所に異動した際の被保険者記録が欠落しているが、同社内の転勤であるので欠落期間が生じるはずがない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及びA社B営業所から同社C営業所に異動した複数の同僚のオンライン記録から判断すると、申立人が継続して同社に勤務し（社会保険の適用上は、昭和39年8月1日に、A社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和63年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から2年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成3年1月31日まで
私は、A社に昭和59年5月1日から平成3年1月30日まで勤務していた。

昭和63年10月から平成2年12月までの標準報酬月額が遡って下げられているということだが、そのような説明を受けたことは無い。

申立期間の厚生年金保険の記録を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和63年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から2年12月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年1月31日）より後の3年3月7日付けで、遡って15万円に訂正されている上、申立人と同様に事業主についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚が、「社会保険事務は、事業主と経理・総務担当者が行っており、申立人は担当者ではなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和63年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から2年12月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和23年9月30日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年6月から23年7月までは600円、同年8月は3,300円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年6月21日から24年2月1日まで
私は、昭和18年10月1日から24年6月末まで、C職の仕事をしており、途中で辞めたことは無い。

私が入社したD社(昭和22年1月1日にA社に名称変更)は、戦時下のため、複数のE業者が一本化されてできた会社だった。

戦後、D社は分割され、退職する時に在籍していた会社は、F社であった。

途中で会社名は変わったが、勤務地や仕事の内容は変わらなかったし、給与等の待遇面にも変更は無かった。

しかし、厚生年金保険の記録では、当該期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年6月21日から23年9月30日までの期間について、申立人のD社が解散する経緯の記憶が同社の沿革と一致することから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、昭和21年6月21日となっているが、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においては、申立人の資格喪失日は記載されておらず、23年8月1日の標準報酬月額の記載が確認できることから、申立人が21年6月

21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人と同様、資格喪失日の記載が無く、昭和23年8月1日の標準報酬月額が記載されている被保険者が多数いることが確認できるほか、当該被保険者名簿の表紙には、「23.9.30全喪」と記載されているところ、オンライン記録においては、当該被保険者のうち複数の者の資格喪失日は同年9月30日と記録されている。

このことについて日本年金機構B事務センターは、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない被保険者については、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を資格喪失日としている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和23年9月30日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和21年6月から23年7月までは600円、同年8月は3,300円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年9月30日から24年2月1日までの期間について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間にA社及びF社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載から、同社は、昭和23年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記の同僚からも、同日以降の期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、A社及びF社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様、A社において資格喪失後、F社において資格を取得している被保険者が2名いることが確認できるところ、いずれも当該期間については厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、A社及びF社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 30 日から 24 年 2 月 1 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年6月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年7月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年1月までは53万円、同年2月から同年6月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成5年10月から6年6月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年7月1日まで

年金事務所にA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額に比べて標準報酬月額が相違していることが分かった。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間のうち4年6月から5年3月までの申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、4年6月に遡及して41万円に減額訂正の処理が行われている上、申立人のほかにも25名の標準報酬月額の記録について、同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡しているため、聴取することができな

いものの、複数の同僚が、「当該期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納していたと思う。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年4月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、このような標準報酬月額を遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年6月から5年9月までの標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要である。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で41万円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成6年1月から同年6月までの標準報酬月額は、A社の元取締役から提出された賃金台帳に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年1月は53万円、同年2月から同年6月までは44万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、上記の賃金台帳で確認できない平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額は、当該期間の直前月に係る遡及訂正処理前の標準報酬月額（53万円）及び直後月に係る上記の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（53万円）から判断すると、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡している上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月25日から同年4月1日まで
私は、昭和46年4月1日から3年間、A社にC職として勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録では、昭和49年3月25日に資格喪失となっており、同年3月が被保険者期間となっていない。私は年度末に退職したので、資格喪失日は同年4月1日が正しいはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人の退職日は昭和49年3月31日であると認められる。

また、B社は、「当時、C職の在職期間については、4月1日から翌年3月31日までの年度を単位としており、退職者については、3月31日まで在籍してもらって取扱いだった。当時の事務担当者に確認したところ、申立人の昭和49年3月の厚生年金保険料を給与から控除したと言っている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から44年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和43年8月から44年9月までの給与月額は、それ以前と変わらなかったのに、ねんきん定期便の標準報酬月額は1万2,000円と記録されている。

申立期間前後の標準報酬月額と比較して申立期間の標準報酬月額は著しく低くなっているのは間違いだと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社からA社に異動しているところ、オンライン記録によると、申立人のB社における資格喪失時の標準報酬月額は6万円であったにもかかわらず、A社における資格取得時の標準報酬月額は1万2,000円（5等級）と記録されており、5等級以上引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間及び申立期間前後は部長職で勤務条件に大きな変化は無く、給与月額が大幅に引き下げられる要因はなかったとしており、申立期間当時、申立人の部下であった同僚は「私の当時の給料は4万円か5万円であった。申立人の給料は私より高かった。」と証言しているところ、当該同僚の申立期間における標準報酬月額は6万円であることが確認できる。

また、申立人と同じくA社からB社に出向し、その後A社に異動した同僚及び申立期間当時申立人と同じく部長相当職であったとする同僚の申立期間における標準報酬月額は全員が6万円と記録されている。

さらに、申立期間当時にA社において被保険者記録のある同僚104名の標準報酬月額は、2万8,000円（13等級）から6万円（23等級）の間に分布しており、申立人のほかに申立期間前後の期間を比較して標準報酬月額が極端に下がっている者は確認できなかった。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間に係る標準報酬月額は不鮮明であり、「12」と記載されているのか「72」と記載されているのか判然としない上、申立人のA社における資格取得年月日は、当初、手書きで「43. 7. 1」とされていたところ、「8. 1」と訂正されているにもかかわらず、妻子の扶養開始年月日は「7. 1」のまま訂正されていない。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（7万2,000円）であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級である6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は42万9,000円、17年12月20日及び18年7月20日は41万9,000円、19年12月20日は47万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成19年12月20日

私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社に勤務していた間、賞与は毎年2回必ず支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、③及び④における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書に記載されている賞与額又は保険料控除額により、申立期間①は42万9,000円、申立期間③は41万9,000円及び申立期間④は47万1,000円とすることが必要である。

申立期間②については、申立人は賞与明細書を所持していないものの、申立人から提出された預金移動明細書に記載された入金額が、平成 17 年 7 月 20 日支給の賞与明細書に記載されている振込支給額と同額であることから、これと同額の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額は、上記預金移動明細書及び平成 17 年 7 月 20 日支給の賞与明細書に記載されている保険料控除額から、41 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月25日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成7年8月31日から同年10月3日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月3日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年4月30日まで
② 平成5年4月30日から同年7月1日まで
③ 平成7年8月31日から同年10月3日まで

私は、昭和51年1月20日から平成7年10月2日まで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録について照会したところ、申立

期間①の標準報酬月額が 15 万円に訂正されている。また、申立期間②及び③が被保険者期間となっていない。申立期間①について標準報酬月額は 53 万円であったので、当該期間についての記録の訂正をしてほしい。また、申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間①から③までについて、A社に勤務していたことが確認できる。

オンライン記録から、A社が適用事業所でなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年6月18日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が53万円から15万円に引き下げられ、その後、同年6月25日付けで申立人が5年4月30日に資格を喪失した旨の処理が行われており、申立人のほか10名についても、上記と同様の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、当該標準報酬月額の訂正及び資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記の二度にわたる処理は有効な処理であったとは認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該処理を行った日である平成5年6月25日であり、4年9月から5年5月までの標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、53万円であると認められる。

申立期間②のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、同僚の証言及び当該同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成5年6月の標準報酬月額については、4年8月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人の記憶から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は平成7年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は同年8月31日に被保険者資格を喪失したとされているが、当該資格喪失処理が行われたのは同日より後の同年10月3日であることが確認できる上、申立人のほか6名についても同様の処理が行われており、かつ、当該処理前の記録から、当該期間において同社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理を行った日である同年10月3日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年5月から同年7月までの標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年8月31日から7年12月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月1日から同年8月31日まで
② 平成6年8月31日から7年12月21日まで

私は、平成5年12月21日から7年12月20日までの期間、A社と手取り額30万円の給料制で契約をしていたが、申立期間①において、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に比べて低く、また、6年8月31日に資格喪失となっており、それ以降の被保険者記録がなくなっているため、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成6年5月1日から同年8月31日までについて、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、同年5月から同年7月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年3月31日）より後の同年4月8日付けで9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く4名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所（当時）においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に

ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た 22 万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成6年8月31日となっている。

しかし、A社の元事業主から提出された契約書には、契約期間が平成7年12月20日までと記載されている上、申立人の預金通帳から、資格喪失日の6年8月31日以降も喪失日前と同額の給与が支給されていたことから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人が平成6年8月31日にA社における被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年3月31日）より後の同年4月8日付けで行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、7年12月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成6年2月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、A社に勤務していた期間においては手取り額30万円の給料制であったと述べている。

しかし、オンライン記録には、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初から22万円と記録されていることが確認できる上、申立人が所持している平成6年確定申告書控えの社会保険料控除欄に記入されている金額は、標準報酬月額が22万円の場合の社会保険料額とおおむね一致していることが確認できることから、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額がその主張する標準報酬月額であったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、平成6年2月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、年金記録では申立期間が被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給料明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する上記の給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、申立人が所持する健康保険任意継続被保険者資格取得通知には、申立人の資格喪失日は昭和59年7月31日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から同年5月1日まで
② 平成16年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成15年4月と16年9月の給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料控除額が異なる。給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、標準報酬月額38万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、報酬月額については、標準報酬月額34万円に相当する額が支給されていたことが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「既に、事業所を他社に売却し、資料も無く、当時の事務担当者と連絡が取れないため不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書及び源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（50万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（38万円）よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 11 日から 30 年 2 月 16 日まで
② 昭和 32 年 2 月 25 日から 34 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

65 歳になり、年金受給の手続のため、社会保険事務所（当時）へ行ったところ、A 社、B 社及び C 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が、脱退手当金支給済みとなっていると知らされた。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らず、手続を行った覚えも脱退手当金を受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求となっている期間の事業所は、申立期間②及び③の事業所と同じ会社の別支店であることから、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間①、②及び③の被保険者期間とは同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ、その前 2 ページ及び後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である

昭和 36 年の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め 11 名確認できるところ、申立人以外の 10 名の当該被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和23年8月1日）及び資格取得日（24年5月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月1日から24年5月1日まで
厚生年金保険の記録を見ると、私がA社本社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。同社本社に勤務していた期間は異動も無く、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から、申立人は、申立期間に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人はA社において昭和23年1月1日に被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失後、24年5月1日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和23年1月1日に被保険者資格を取得し、25年2月27日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和23年1月1日、資格喪失日は25年2月27日と記載されており、上記の被保険者名簿の記載と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和 23 年 8 月 1 日）及び資格取得日（24 年 5 月 1 日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 4,500 円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 5731

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から55年10月まで
私が、昭和52年2月から勤務していた会社の経営者が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、給与から天引きし、納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社の経営者が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその経営者から証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私の母親は、同居していた私の兄の国民年金保険料を集金するため自宅を訪れた集金人を通じて、昭和 56 年 4 月頃、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の保険料については、私の母親が、兄の分と一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 56 年 4 月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付金額及び納付方法の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 4 月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 1 月までの期間、同年 6 月から平成元年 2 月までの期間及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月から 63 年 1 月まで
② 昭和 63 年 6 月から平成元年 2 月まで
③ 平成元年 6 月

私は、昭和 62 年 7 月に、会社を退職したことを契機に市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、年金手帳が自宅に郵送されてきた。その年金手帳には被保険者となった日が 62 年 7 月 1 日と記載されている。申立期間①の国民年金保険料については、私又は私の母親が、金融機関で納付書により納付していた。申立期間②及び③の保険料については、私又は母親が、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、母親が納付書により金融機関で納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 62 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人又はその母親が納付していたと主張し、申立人が現在所持している年金手帳に初めて国民年金の被保険者となった日が 62 年 7 月 1 日と記載されていることをその根拠としているが、この国民年金の被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、法律の規定に基づき最初に国民年金に加入すべき日が、国民年金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

また、申立期間②及び③について、申立人は、申立人又はその母親が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、母親が国民年金保険料を納付し

ていたと主張しているが、申立人は当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親から証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年11月に払い出されていることが確認でき、6年5月に厚生年金保険の記録の統合に伴い、申立期間①、②及び③に関わる昭和62年7月及び63年6月の国民年金被保険者資格取得の記録は、平成6年5月に追加され、元年6月の被保険者資格取得の記録は、当初、同年7月を資格取得時期とされていたものを6年5月に、元年7月から同年6月に訂正されたことがオンライン記録で確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間①、②及び③当時は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

私の母親は、時期は不明であるが、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、当時、私は学生であったことから、母親が保険料を出してくれたので、私が市役所で納付していたが、金額については記憶に無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親に保険料相当額を出してもらい、申立期間前後の期間と同じように、自身が市役所で納付したと主張している。しかし、申立期間前後の期間の保険料の納付状況を見ると、平成9年7月及び同年8月の保険料は、同年同月25日に納付されているのに対し、10年4月から同年7月までの保険料は、1年半以上たった11年3月16日に遡ってまとめて納付されていることが確認でき、保険料の納付状況は異なっていることに加え、申立人は、当該期間当時の保険料の納付頻度、保険料額についての記憶が曖昧であり、申立人に保険料相当額を渡していたとするその母親も、その頻度や保険料額等について具体的に覚えていないと述べていることから、当該期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくく、オンライン記録に加え、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿でも、当該期間は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年6月までの期間及び平成10年11月から12年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から62年6月まで
② 平成10年11月から12年4月まで

私が20歳になった昭和61年*月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、母親に保険料相当額を渡し納付してもらっていた。申立期間②の保険料については、私が、納付書により金融機関で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年*月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月に払い出されており、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料について、申立人及びその妻のオンライン記録により、夫婦の保険料の納付行動が一致していることを確認できるが、その妻も当該期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5736

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで

私が昭和 58 年*月に 20 歳になったのを契機に、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入当初の国民年金保険料は、母親が毎月納付していた。その後、正確な時期は分からないが、家族全員分の保険料を母親の銀行口座から口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年*月に 20 歳になったのを契機に、その母親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、加入手続の状況及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、昭和 62 年 12 月と推認できることから、申立期間は当時、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年6月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年6月まで
② 平成7年4月から8年3月まで

私は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていないが、私の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ってくれている父親が、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できないとしていることから、今回申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行ってくれていると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、申立期間①及び②当時の保険料納付方法等の記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、i) 平成3年7月から申立期間①直前の4年3月までの国民年金保険料は、同年4月に一括で納付されていること、及び申立期間①直後の5年7月から7年3月までの保険料は、同年8月に一括で納付されていることが、オンライン記録により確認できること、ii) 申立人から提出されたその父親の確定申告書(控)のうち、4年分及び7年分の確定申告書(控)には、社会保険料控除として保険料額の記載があるものの、5年分及び6年分の確定申告書(控)には、社会保険料控除として保険料額が記載されていないことから、申立人の父親は、5年及び6年中に保険料を納付していなかったと考えるのが自然であり、申立期間①の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人から提出されたその父親の平成7年分の確定申告書(控)

に社会保険料控除として記載されている国民年金保険料額は、同年8月に一括で納付されている申立期間①直後の5年7月から7年3月までの保険料額と一致していることから、同年中に、申立期間②の保険料が納付されていたとは推認することができない上、その父親の8年分及び9年分の確定申告書（控）に社会保険料控除として記載されている保険料額に、申立期間②の保険料が含まれているとは認められないことから、申立期間②の保険料が過年度納付されていたと推認することもできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から54年1月までの国民年金保険料及び50年7月から55年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から55年7月まで

私の夫は、私が昭和50年7月に会社を退職した後しばらくしてから、区役所で私の国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私の夫が、定額保険料に加えて付加保険料を加入当初に何箇月か遡ってまとめて納付し、その後は、定期的に区役所又は金融機関で納付書により納付していた。付加保険料については、55年8月に転居したことを契機に納付することをやめた。

昭和50年7月から54年1月までの期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていること、及び50年7月から55年7月までの付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に会社を退職した後しばらくしてから、その夫が申立人の国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫が、定額保険料に加えて付加保険料を区役所又は金融機関で納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、任意加入手続、付加年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和54年2月6日に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録で確認できることから、申立期間のうち、50年7月から54年1月までの期間は国民年金に未

加入で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳では、申立人が付加年金に加入した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が昭和 50 年 7 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料及び 50 年 7 月から 55 年 7 月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 50 年 7 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料及び 50 年 7 月から 55 年 7 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月

私は、会社を退職した平成9年5月に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、後日、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成9年5月に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、後日、申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際の状況や保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付済状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から12年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から12年8月まで

私の母親は、私が平成11年11月に会社を退職した後すぐに、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行ってくれた。切替手続後の国民年金保険料については、私の母親が金融機関又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年11月に会社を退職した後すぐにその母親が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金への切替手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、当該切替手続、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職した平成11年11月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、オンライン記録では、申立人に対し、12年1月に国民年金への切替手続を勧奨する通知が送付されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年8月まで
私が、20歳になった頃、正確な時期は不明だが、自分で区役所に行き、国民年金の加入手続を行ったと思う。平成2年9月に厚生年金保険に加入するまで、区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料を納付した記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成6年9月と確認できることから、申立期間は、当時、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一住所に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 55 年 2 月までの期間及び同年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 51 年*月頃、父親と一緒に、当時居住していた区の区役所の分庁舎に出向き、国民年金の加入手続を行ったことを憶えている。私は、申立期間①当時は専門学校生であり、申立期間②当時は、55 年 4 月から 56 年 3 月末まで受験生で、同年 4 月に大学に入学し、60 年 3 月に卒業した。申立期間①及び②の国民年金保険料については、父親が、毎月又は半年ごとに、同分庁舎で納付してくれていたことを憶えており、時々、私も納付したような気がする。私の父親は誠実な人物であり、当時定期的な収入もあったため、私の保険料を、確実に納付してくれていたはずである。私は、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 51 年*月頃、その父親と一緒に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続は、60 年 3 月頃に行われたと推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料の大半は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されなければならないが、申立人は、申立期間①の始期から自身の手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、その父親が申立期間①及び②の国民年金保険料のほとんどを納付してくれていたと述べているが、その父親は既に他界している上、申立人及びその父親が納付したとする当該期間の保険料月額、実際に納付した場合の保険料月額と相違していることなど、当該期間当時の保険料に係る申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

大学生が国民年金の強制加入となった平成3年4月頃、母親が、区役所出張所で、私の国民年金の加入手続を行った。

その後、母親が、私の申立期間の国民年金保険料を、金融機関で直接又は口座振替により納付していたと思うが、遡って、保険料を納付したということを知ったこともある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、6年2月頃であると推認され、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする時期とは一致しない。

また、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に「平成3年4月1日」と書かれているため、申立期間の国民年金保険料を、全て納付しているはずであるとしているが、制度上、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人が主張するように、確かに、遡って国民年金保険料が納付されている期間があるものの、その保険料は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される平成6年2月の時点で、納付することが可能である4年1月までの保険料であり、6年2月の時点において、遡って納付すること

ができる保険料については、全て納付されていることからみても、申立期間の保険料は、法律上定められた時効により、納付することができなかったものとするのが自然である。ちなみに、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期である3年4月から、国民年金の加入手続が行われたと推認される6年2月までの期間を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5744

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年3月まで

私は、昭和39年12月に、父親が経営する会社に就職し、申立期間は家族一緒に仕事をしていました。家族の国民年金保険料は、母親が納付していたと姉が言っている。ほかの家族は国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉が、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は高齢のため事情を聴取することができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月にその弟と連番で払い出されていることから、申立人とその弟は同時に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入手続の時点で、申立期間の過半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の弟についても、申立人と同様に、申立期間直後の43年4月から納付済みとなっているが、同年同月より前の申立期間は未納となっていることから、申立人の申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年5月まで

私は、会社を退職した後の昭和57年1月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が私の妻の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和57年1月に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その妻の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人から当時の状況を聞くことができない上、申立期間の保険料と一緒に納付していたとするその妻は、申立期間当時、夫婦の保険料の納付行動は別々であったと述べていることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では申立人が国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から同年12月まで

私は、平成11年8月末に勤務先を退職後すぐに、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、同年12月に転居先の区の区役所で婚姻届を提出し、転居前に郵送されてきていた申立期間の国民年金保険料の納付書と年金手帳を持参し、同区役所の年金課の窓口において、住所変更の手続を行い、その時点で未納とされていた申立期間の保険料をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年8月末に勤務先を退職後すぐに、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと述べているが、12年5月に、転居前に居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）から、申立人に対し、国民年金被保険者資格の取得勧奨が実施されていることから、申立人の国民年金への切替手続は、同年同月以降に行われたと推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、過年度であるため国庫金として納付することとなる申立期間の保険料は、制度上、区役所の窓口で納付することができない。

また、申立人は、平成11年12月頃に、4か月分である申立期間の国民年金保険料をまとめて納付し、その後の保険料は毎月納付していたはずであると述べているが、オンライン記録によると、申立人は、14年2月頃に、11年12月から12年3月までの4か月分の保険料を遡って納付していることが確認でき、申立内容と一致しない上、その時点で、申立期間のうち、11年12月の保険料は、時効を理由として還付されている。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5747

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から58年8月までの期間及び61年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から58年8月まで
② 昭和61年3月から同年4月まで

私は、親に勧められたため国民年金の加入手続を行ったことは憶えているが、それ以外のことについては具体的に憶えていない。

申立期間①の国民年金保険料については昭和57年4月頃、申立期間②の保険料については61年4月頃、私が手元にあった10万円の中からまとめて納付書により郵便局で納付した。保険料の納付額は憶えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、親に勧められたため国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、昭和57年4月頃、申立期間②については、61年4月頃、当時居住していた区内の郵便局で国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が同年10月以降に居住していた市で払い出されていることから、申立内容と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳到達時に資格取得している強制加入被保険者の国民年金保険料の納付開始日及び申立人の第3号被保険者該当の届出の処理日から、昭和62年2月から同年4月頃までの期間であると推認されるが、オンライン記録によると、申立期間①及び②の国民年金の資格記録が平成7年8月11日に追加されており、その時点まで当該期間は未加入期間で、保険料を納付することはできない期間である上、その時点では時効により保

険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は、平成4年9月に、社会保険事務所（当時）で、国民年金の加入手続を行い、8万円ぐらゐを国民年金保険料として納付したと思う。

その後、ねんきん特別便を見て、平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料が未納とされていることが分かったので、年金事務所へ確認を求めたところ、23年1月に未納から納付済みへと記録が訂正された。国民年金の加入手続を行った際に納付した金額を考えると、4年9月及び同年10月のみではなく、同年11月から5年3月までの保険料も納付していたのだと思う。

平成4年11月から厚生年金保険に加入していたので、重複して納付した申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年9月に8万円ぐらゐを納付した記憶があることから、これが国民年金保険料だったのであれば、現在納付済みとされている同年同月及び同年10月のみの保険料ではなく、申立期間を含む、同年9月から5年3月までの保険料だったのではないかと思うと主張するものの、納付したと記憶している8万円については、国民年金保険料であったか定かではないと述べるなど、4年11月から5年3月までの保険料を納付していたとする根拠は曖昧である。

また、平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料は、申立人が厚生年金保険に加入した同年11月に納付されていること、及びその金額は1万9,400円であることが確認できることに加え、同年9月から5年3月までの保険料を実際に納付する場合に必要な金額は、6万7,900円であることから、

申立内容とも一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年12月まで
国民年金制度が発足したときに、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和38年4月に結婚した後は、自宅に集金人が来ていたので、義父が、国民年金に加入している家族全員分の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

義父は、きちんとした人だったので、申立期間の国民年金保険料も納付してくれているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月に結婚した後は、自宅に集金人が来ていたので、その義父が、国民年金に加入している家族全員分の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとするその義父は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金制度が発足したときに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、申立人には、昭和35年10月に、その父親及び母親と連番で、最初の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その手帳記号番号の特殊台帳には、申立人が38年4月に結婚したことに伴う氏名変更、住所変更の記録が記載されていないこと、及び同特殊台帳に記載されている36年4月から38年3月までの国民年金保険料の納付記録は、平成22年10月に昭和45年1月に払い出された別の手帳記号番号に基づく納付記録と統合されていることが、オンライン記録

により確認できる。

さらに、申立人に対して、昭和 35 年 10 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、45 年 1 月頃に払い出されていることが確認できることから、その義父が、申立期間当時に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から9年8月まで

私は、平成9年8月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私が、銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の基礎年金番号は、10年4月に付番されていることが、オンライン記録により確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致していない上、申立人に別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したのは一度だけだと思っていること、ii) 申立期間直後の平成9年9月から10年3月までの保険料が、11年10月に過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が遡ってまとめて納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成9年8月頃の時期は、同年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私は、時期は不明であるが、社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求のを行った際に、申立期間の国民年金の被保険者資格を第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ変更してもらい、その場で、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、社会保険事務所で年金の裁定請求のを行った際に、申立期間の国民年金の被保険者資格を第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ変更してもらったと主張しているが、i) 申立人の裁定請求の受付時期は、昭和 61 年 7 月であること、ii) 申立期間の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更は、平成元年 11 月に行われていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、被保険者資格の変更時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の被保険者資格を第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ変更した際に、当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、種別変更された平成元年 11 月の時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5752

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月まで

昭和 36 年 5 月頃に、元雇用主が、区役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずである。

その後、元雇用主が、毎月、区役所で私及び元同僚の二人分の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月頃に、その元雇用主が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその元雇用主は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 8 月頃に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務省神奈川県行政評価事務所長から平成23年4月20日付け年神奈委第3618号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した、申立期間のうち、平成12年10月から13年1月までの期間に係る申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後にオンライン記録における標準報酬月額があっせんした標準報酬月額と同額となっていることが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の当該期間に係る記録の訂正を行うことができないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月11日から13年2月16日まで
私は、平成8年10月11日から13年2月15日までA社に勤務し、給与支給額は30万円以上であったのに標準報酬月額が低くなっているため、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立期間のうち、平成12年10月から13年1月までの期間以外の期間については、当委員会の決定に基づく23年4月20日付け通知文で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成12年10月から13年1月までの期間に係る標準報酬月額に係る記録については、A社が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、9万8,000円に訂正することが必要であるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務省神奈川県行政評価事務所長から23年4月20日付け年神奈委第3618号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録における標準報酬月額は、あっせんした標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

平成 23 年 4 月 20 日付け通知のあつせんは、事実関係を誤認したものであり、12 年 10 月から 13 年 1 月までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月頃から20年6月頃まで

私は、B校在学中の昭和18年4月頃から20年6月頃までの期間において、A社で勤労働員学徒として働いたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B校在学中に勤労働員学徒としてA社に勤務していたことを鮮明に記憶しており、C県教育史「学徒動員出勤工場調」に申立人が在学していたB校が記録されていることから、申立人は、申立期間において同社に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が一緒に勤労働員学徒としてA社に勤務したとして名前を挙げた者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、また、姓のみを記憶している同僚は、個人を特定できず、照会することができないことから、厚生年金保険料の控除について証言を得ることができなかった。

また、A社に係る上記被保険者名簿に記録のある同世代の者に照会したが、このうち申立人と同窓であったとする複数の者は、「私は、申立人より1学年上であり、繰上げ卒業となった日以降にA社の厚生年金保険の被保険者となった。」と回答しているところ、上記被保険者名簿において、繰上げ卒業後の昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が20年*月*日の空襲による被災のために転校したD校（現在は、E校）は、申立人の同校の卒業は21年3月22日であると回答していることを勘案すると、申立期間において勤

労働員学徒であった申立人は、同社において、厚生年金保険の被保険者として取り扱われていなかったことがうかがえる。

さらに、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される扱いとなっており、また、C 県学徒勤労働員実施要領においては、勤労働員学徒は、教育練成の一環とする旨定められている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月21日から29年9月6日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について、同社に合併される前のB社に入社し、合併後も継続してA社に勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、A社に勤務していたと述べている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和27年9月21日に同社の被保険者資格を取得し、28年5月21日に同資格を喪失した記録が確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社は、「当時の記録は保管されておらず、申立期間について申立人の厚生年金保険の資格取得に係る届出、保険料控除及び保険料納付については不明であり、B社からの転籍者名簿等の資料も無い。」と回答している上、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者となっている者に同僚照会を行ったが、既に死亡又は連絡先不明のため、証言を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人が当時一緒に勤務したと記憶する複数の同僚は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者となっていない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A社に昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 8 月 31 日まで勤務していた。
しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

私は、昭和 51 年 4 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで一貫して会社勤めを継続しており、厚生年金保険料が控除されなかった月があった記憶は無い。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人の退職日が昭和 61 年 8 月 31 日であったことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は昭和 61 年 8 月 29 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、複数の同僚について雇用保険の記録を調査したところ、いずれも雇用保険の離職日とオンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日は一致していることが確認できる。

加えて、A社の事業を承継しているB社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社（現在は、B社）で勤務していた昭和39年10月から41年6月までの標準報酬月額が、直前の標準報酬月額よりも低くなっているが、当該期間は特に問題無く、給与は上がっていた。また、同社C支社から同社D支社に転勤と同時に主任にも昇格しているため、給与が減額されることは考え難い。給与明細書等はないが、調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社C支社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和39年10月1日の定時決定の際に、3万6,000円から3万3,000円に減額されている。また、40年1月1日付けで同社C支社から同社D支社に転勤したのと同時に主任にも昇格しているが、40年1月から同年9月までは3万3,000円とされ、同年10月1日の定時決定の際に、3万3,000円から2万2,000円に減額されている。当時の給与は上がっていたので、標準報酬月額の記録が直前のものより低額となることは考えられない。」として申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について、申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答している。

申立期間①について、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無く、社会保険事務所（当時）の処理に不自然さはない。

また、A社C支社に係る上記の被保険者名簿から、申立人と同様に昭和38年10月1日付けで同社C支社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者で、かつ、39年10月1日付けの定時決定で標準報酬月額が改定された者について縦覧調査を行ったところ、申立人と同期入社で同職種の同僚も同年10月の定時決定時の標準報酬月額が資格取得時点に比べ、減額決定されていることが確認できる。

申立期間②について、A社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無く、社会保険事務所の処理に不自然さはない。

また、A社C支社から同社D支社へ異動した時点（昭和40年1月1日）の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、同社C支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失時の標準報酬月額と同額であることが確認でき、不自然さは見当たらない。

さらに、A社D支社における昭和40年10月1日の定時決定時の在籍者について、上記被保険者名簿を縦覧調査したところ、標準報酬月額が前回の記録より大幅に減額決定された被保険者が散在することが確認できる上、申立人と同期入社と同僚も標準報酬月額が直前の記録より低額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月1日から21年4月1日まで
私は、昭和18年9月から21年3月末までの間、夜はA学校の夜間に
通いながら、昼間はB社で正社員として勤務した。しかしながら、その
期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは間違いないので、
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間について、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、保管している労働者名簿及び社会保険被保険者管理台帳の中に申立人の氏名は無いと回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げていた複数の同僚は、「当時、B社にはC制度というものがあり、申立人同様、昼間はB社で仕事をし、夜間は学校に通う人達が多かった。仕事は臨時アルバイトみたいなものだったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月4日から61年4月1日まで
正社員としてA社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役は、「申立人の勤務期間は覚えていないが、申立人は同社に勤務していた。」と証言していること、及び申立人を同社に紹介したとする取引先企業の2名は、「申立人が昭和60年頃から1年ぐらい、同社に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の元代表取締役は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「中途採用の社員については、一定期間経過後、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたと思う。」と証言していることから、オンライン記録で同社の被保険者として確認できる7名について調査したところ、7名は、いずれも同社に係る厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致していることが確認できる一方、雇用保険被保険者記録照会において、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認することができなかった。

さらに、中途採用であったとする複数の同僚は、A社においては試用期間があり、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していないとしている。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月頃から 25 年 4 月頃まで

私は、昭和 22 年 6 月頃から 25 年 4 月頃まで A 事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の保険料控除を証明する給与明細書等の資料は残っていないが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

駐留軍施設に勤務していた従業員の労務管理を行っていた B 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同事務所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、国の被雇用者であるとの身分を有していたものの、厚生年金保険法が適用されるようになったのは、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付保発第 92 号厚生省保険局長通知）に基づき、昭和 24 年 4 月 1 日からであり、申立期間のうち、22 年 6 月頃から 24 年 3 月までは同法の適用から除外されていた期間に当たる上、社会保険事務所（当時）の記録においても、B 渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、B 渉外労務管理事務所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事務所における在籍記録を継承している C 防衛局 D 防衛事務所は「資料が残っていないため、申立人の在籍については不明。」と回答している上、申立人が名前を記憶している事務担当者は既に死亡しており、供述を得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認

できない。

さらに、B 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に申立期間における同事務所での被保険者記録は記載されていない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 2 日から 37 年 9 月 1 日まで
② 昭和 45 年頃から 49 年 2 月 26 日まで

申立期間①について、私は、A社に 24 か月間勤務したはずだが、同社における厚生年金保険被保険者記録は初めの 3 か月のみで、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間②について、私は昭和 45 年頃にB社に入社し、約 5 年間勤務したと思うが、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は 49 年 2 月 26 日となっており、勤務した初めの期間が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社には 24 か月間勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が 3 か月のみなので、当該期間も被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間①にA社で厚生年金保険被保険者資格記録のある同僚 25 名に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態及び雇用形態について確認することができない。

また、申立人はA社における同僚の名前を記憶していないことから、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社では、申立人に係る給与関係資料は保管していないとしており、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認す

ることができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は「私は、B社でパート従業員として勤務しており、近所に住んでいた申立人に同社のパート従業員の仕事を紹介した。私は、昭和44年4月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは46年4月である。」旨を供述している上、申立人を記憶しているほかのパート従業員の同僚も「私が入社したのは42年7月であるが厚生年金保険に加入したのは45年3月である。」旨を供述していることを踏まえると、同社ではパート従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

また、当時のB社の社会保険担当者は「当該期間当時は雇用形態によって異なる取扱いをしていた。パート従業員は当初、日雇健康保険に加入させ、厚生年金保険については夫の扶養を希望する者もいたことから、昭和50年頃までは入社後すぐには加入させていなかった。」旨を回答している。

さらに、申立人の夫が加入していたC県共済組合資格喪失証明書によると、申立人は昭和37年12月1日から58年11月1日まで被扶養者になっていることが確認できる。

加えて、B社は、申立期間の正社員の社会保険に関する書類を保管しているが、申立人の氏名は確認できず、当該期間に給与から厚生年金保険料を控除したかは不明と回答している。

このほか、申立人は給与明細書を保管しておらず、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5970 (事案 56 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月30日から31年3月5日まで
② 平成7年9月18日から9年4月1日まで

オンライン記録では、A社における昭和30年12月30日から31年3月4日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、私は、同社に入社以来、転勤や欠勤も無く34年4月10日まで継続して勤務していた。当時の同僚等の名前を思い出したので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

また、オンライン記録では、B社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成9年4月1日となっているが、実際は、7年9月18日から勤務していた。入社時に経理担当者から、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の金額を聞き、それを記録していたため、9年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは不自然である。再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は昭和40年2月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在が不明なため、当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無いこと、及び社会保険事務所(当時)が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、30年12月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、31年3月5日に同資格を再取得していることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致している上、健康保険番号も新たに付されているなど、継続して被保険者であったとは認め難いこと、また、申立期間②について、事業主による給与からの厚生年金保

除料の控除を確認できる資料が無いこと、及び当該期間において、申立人は特別支給の老齢厚生年金が全額支給されている上、妻は国民年金の第1号被保険者であり、その前後の期間は第3号被保険者であることなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは認め難いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間①について、当時の事業主の息子であった元同僚（後の、A社の事業主）の名前を挙げていることから、当該同僚に文書による照会を行ったところ、同人は、「申立人は継続して勤務していたとは思いますが、当時の資料は残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、はっきりしたことは不明。」と回答している。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、入社時にB社の経理担当者から、「厚生年金保険料を含む給与からの社会保険料の控除額を聞いた。」と述べていることから、健康保険の記録を確認したところ、申立人は当該期間を含む平成7年4月1日から9年4月1日まで健康保険の任意継続被保険者として健康保険料を自ら納付していることが確認できることから、同社は当該期間において、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えるのが自然である。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 7 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで

平成 2 年及び 3 年の年間給与額がほぼ同額であるにもかかわらず、申立期間①の標準報酬月額が、それより前の期間に比べて低額となっている。

また、申立期間②についても、標準報酬月額がそれより前の期間に比べて低額となっているので、所持している源泉徴収票等で確認し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 4 年 5 月から同年 9 月までの期間及び申立期間②について、A 社から提供された社会保険の情報についての資料には、1992 年（平成 4 年）5 月、同年 10 月、1995（平成 7 年）年 10 月、1996 年（平成 8 年）10 月、1997 年（平成 9 年）4 月、同年 6 月の標準報酬月額、改定理由及び平均額が記載されており、この記載された標準報酬月額は、平均額から適正に算出された金額であることが確認できる上、オンライン記録と一致している。

また、申立人が所持する平成 2 年分から 4 年分まで及び 6 年分から 9 年分までの「給与所得の源泉徴収票」の社会保険料の金額欄に記載された金額（申立人が所持する平成 3 年度及び 4 年度並びに 7 年度から 9 年度までの「市民税・県民税特別徴収税額通知書」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、前記源泉徴収票の社会保険料額と一致している。）は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険及び厚生年金保険の保険

料額に、雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致することが確認できる。

さらに、申立期間①及び②のうち、B健康保険組合に記録が残っている平成9年4月及び同年5月の標準報酬月額（44万円）については、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人から名前が挙がった同期入社と同じ職種である同僚1名及び申立人と同じ昭和60年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立人と時期は異なるものの、多くの同僚の標準報酬月額について、10万円以上減額されている期間があることが確認できる上、申立人と同様に、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は認められず、申立人の減額された標準報酬月額が、当該同僚の減額された時期の標準報酬月額と比較して、著しく低額であるなどの事情は見受けられない。

また、A社は、申立期間①及び②の標準報酬月額が、それより前の期間の標準報酬月額より低額となっていることについて、「システムで全社員の報酬月額を算出しているため、誤って低額あるいは高額になることは無く、正しく算出している。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 4 年 10 月 15 日まで
私は、A社でB職をしていた。在職中の給与は、一貫して 30 万円以上あった。資料は何も無く、同僚の名前を記憶していないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において申立期間に被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に、同社における申立期間当時の保険料控除について照会したが、給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況が確認できない。

また、上記の同僚は、当時受け取っていた給与額と、オンライン記録における標準報酬月額に相違は無いと思うと証言している。

さらに、元事業主は、既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 1 日から 29 年 5 月 1 日まで
② 昭和 30 年 9 月 20 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、同年 6 月 1 日に本採用となり、35 年 1 月 1 日まで勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 27 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 6 月 1 日に本採用になったと述べている。

しかし、A 社は、当時の資料を保管していないため、申立人が申立期間①において勤務していたかは不明である旨の回答をしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「A 社には、姉が入社してしばらくしてから入社したと記憶している。」と供述しているが、申立人の姉は、「私は昭和 29 年 5 月頃、同社に入社した。」と述べている上、オンライン記録においても、申立人の姉は、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 29 年 5 月 1 日付けで同社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間①に A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認でき、かつ、申立人及び申立人の姉を知っているとする同僚に対する照会によっても、当該期間に申立人が同社に勤務していたことをうかがえる証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人は当該期間においても A 社に勤務していた

と述べている。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないため、不明と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚からも、申立期間②において、申立人が同社に継続して勤務していたことをうかがえる証言を得ることができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、昭和29年5月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年9月20日に同資格を喪失していること、及び上記被保険者名簿から、申立人は34年3月1日に新たに別の厚生年金保険被保険者記号番号で、同資格を取得していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している上、新たに付番された同被保険者記号番号は、同日付けで払い出されたほかの被保険者の記号番号と連番で払い出されており、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿のうち、申立人が昭和30年9月20日にA社の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる行の備考欄には、健康保険被保険者証が返却されたことを示す「証返」の押印が確認できる。

このほか、申立人は申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 10 日から 63 年頃まで

私は、昭和 49 年 4 月から平成 11 年 8 月 21 日まで A 社に勤務したが、私の年金記録を見ると、昭和 49 年 4 月から 63 年頃までの標準報酬月額の金額が低すぎる。当時の報酬額について具体的な記憶は無いが、記録にあるような金額では、家族を養うことができなかつたと思うので、私の記録を調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主は、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給していた給与に基づいた届出は行っていなかった旨を述べているが、保険料の控除については、届け出た標準報酬月額に基づいて行っていたと述べている。

また、事業主が保管する賃金台帳及び給与明細書の控えに記載された厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料控除額と同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録の標準報酬月額は、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認でき、遡った訂正等の形跡は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月21日から41年10月1日まで
夫のねんきん定期便では、昭和36年12月21日から41年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。「A」という名前の会社に勤務していたと記憶しているので、調査をしてほしい。

(注) 本申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間において、申立人が「A」という会社に勤務していたはずであると述べている。

しかし、申立人の妻は、当該事業所の正式な名称、所在地の記憶が曖昧である上、同僚の名前も全く分からないと述べていることから、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、オンライン記録により、当時の申立人の居住地から通勤可能な範囲の地域に所在する「A」という名称を使用した適用事業所について調査したところ、B県内にC社及びD社という厚生年金保険の適用事業所の存在が確認できたが、いずれも申立人の妻が記憶する業種とは異なる業種の事業所である上、いずれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の妻は、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から4年6月1日まで

私は、平成元年4月1日から3年3月末までA社の派遣社員として、派遣先であるD社F事業所において勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が全く無い。また、A社を退職後の同年4月1日から、B社（現在は、C社）の派遣社員として、E社G事業所において勤務していたが、B社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、4年6月1日となっており、勤務開始当時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の派遣社員として、D社F事業所に勤務したと主張しているが、申立人が記憶する同僚は、当該期間に申立人が同社F事業所に勤務していたことは記憶しているものの、A社の派遣社員であったかどうかは分からないと供述している。

また、申立人のA社に係るオンライン記録及び雇用保険の加入記録は確認できず、前述の申立人が記憶する同僚についても、同社に係るオンライン記録及び雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚が、厚生年金保険の加入は希望制であったと述べており、うち1名は、自身は入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、会社に厚生年金保険の加入の希望を伝えたところ、加入すると時給が低くなると言われたものの、厚生年金保険に加入した旨を供述しているほか、

ほかの1名は、厚生年金保険に加入すると時給が低くなるため、加入していない者もいた旨を供述していることから、同社においては、必ずしも全ての派遣社員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、申立期間①における人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の在籍について不明である旨を回答している上、同社が保管している当該期間の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出の中には、申立人の名前は確認できないと回答しているほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人が記憶する派遣先事業所のE社の正社員の証言から、当該期間において申立人が同社G事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者資格の取得日は、オンライン記録と一致しているところ、申立人と同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、自身が同資格を取得するより前から同社に勤務していた旨を供述しており、これらの者についても、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は一致していることが確認できる。

また、上記複数の同僚のうち2名は、自身はB社の入社時から厚生年金保険へ加入を希望していたにもかかわらず、同社から、6か月以上の長期の雇用契約ではない者は厚生年金保険に加入できない旨の説明があり、3か月更新など6か月に満たない雇用契約だった期間は加入できなかった旨を供述しているところ、申立人は、同社における雇用契約の内容を具体的に記憶していない上、雇用契約書等の資料を所持していない。

さらに、C社は、申立期間②における人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の在籍について不明である旨を回答している上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 3 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 16 年 2 月 3 日から同年 8 月 2 日まで A 社（後に B 社。現在は C 社）から D 社に派遣社員として勤務していたが、同年 2 月 3 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人に係る人事情報及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと回答しているところ、事業主が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚は、「登録派遣の場合、厚生年金保険の加入時期については、派遣開始後しばらく後になる旨の説明を事業所から受けていた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 2 月 26 日まで

A社において厚生年金保険被保険者であった期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円となっている。私は、昭和53年6月1日に同社に入社し、平成7年9月頃から代表取締役就任した。9年頃に同社の経営が急に悪化し、同年2月20日に不渡手形を出してしまったため、同日をもって同社を任意整理した。しかしながら、当時、私の役員報酬は減額しておらず、標準報酬月額は当時の最高額であったはずであり、申立期間の標準報酬月額が、なぜ9万8,000円となっているのか心当たりがない。調査をして申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間の標準報酬月額については、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年2月26日）より後の同年3月12日付けで、遡って9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社は、平成9年2月に不渡手形を出したため、従業員を同年2月中旬頃に全員解雇し、会社を任意整理した。社会保険事務所（当時）から厚生年金保険の加入解除手続きに来てほしいとの連絡があり、当社の社会保険担当者が、数回社会保険事務所に訪問したことを記憶している。当時は銀行取引が停止していたため、同年1月の厚生年金保険料は納付できなかったと思う。」と述べていることから、申立人が標準報酬月

額の減額処理に同意し、同年1月の厚生年金保険料に充当したものと考えるのが自然である。

さらに、A社は、当時B厚生年金基金に加入していたが、同基金は平成12年に解散していることから、同基金を継承した企業年金連合会に、申立人の申立期間に係る標準給与月額について照会したところ、「申立人の標準給与月額は、7年6月から9年1月まで9万8,000円となっている。」と回答しており、オンライン記録における申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 28 日から同年 9 月 16 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 34 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 14 日まで、B 社に勤務していた。結婚のため退職することとなった時に、同社の事務担当者が厚生年金保険についてどうするかと聞きに来て、よく分からないままに厚生年金保険をやめると返事をした記憶はあるが、同社に勤務した期間の脱退手当金について受け取った覚えはない。また、ほかの会社の退職時には、いずれもそのようなことを聞かれた覚えはなく、昭和 33 年 4 月 28 日から同年 9 月 15 日まで勤めた A 社については、脱退手当金の手続をしていないはずである。

調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性 61 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 39 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 名について脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立人は、退職時に事務担当者から脱退手当金について説明を受けたと供述している上、支給記録のある同僚のうち 1 名は、事業主による代理請求があった旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年6月18日に支給決定されている上、A社及びB社を合算した支給月数並びに支給額に計算上の誤りは無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 8 日から 41 年 8 月 15 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が、脱退手当金を支給済みの記録になっていた。私は手続した覚えが無く、脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社を退職し、脱退手当金の支給記録がある同僚は、「会社が一括して脱退手当金の事務手続をした。」と証言しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年9月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務した。その後、再就職はしなかったが、機会があれば再就職する意思は持ち続けていた。10 年ほど前に社会保険事務所（当時）に出向き、過去の勤務期間について調べてもらったところ、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。その時の窓口の説明は納得いかなかったが、今回、年金事務所から脱退手当金についての確認はがきが届いたことにより第三者委員会への申立てに至ったものである。私には脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 36 年 9 月 20 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前である上、申立人は A 社における厚生年金保険被保険者資格を 35 年 6 月 1 日に喪失後、53 年 3 月 1 日に国民年金に加入するまで年金制度への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 3 日から 37 年 2 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、私は、脱退手当金の請求手続きをしたり、お金を受け取ったりしていない。

脱退手当金が支給されたとする日には、私は既に A 市に移っており、脱退手当金について連絡を受けた記憶は無い。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した 34 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、23 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 18 名が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 3 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 5 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 42 年 9 月 5 日から 44 年 8 月 24 日まで

昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間については脱退手当金を受け取った記憶があるが、その後勤務した A 社及び B 社に勤務した期間については脱退手当金を受け取った記憶が無い。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する表示が記されている。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されており、B 社のみの被保険者期間（23 か月）では脱退手当金の支給要件（24 か月以上の被保険者期間）を満たしていないところ、管轄社会保険事務所（当時）が同一であった A 社の被保険者期間（1 か月）を加えて計算されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B 社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 週間後の昭和 44 年 9 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間前の 4 年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 15 日まで
② 昭和 38 年 7 月 5 日から 39 年 5 月 29 日まで

日本年金機構から、昭和 34 年 10 月から 39 年 5 月にかけて勤務していた、A 社と B 社の厚生年金保険の被保険者期間について、既に脱退手当金を支給している旨の連絡を受けた。当時、育児のために会社は辞めたが、脱退手当金を請求し受け取った記憶は無い。調査をして申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所である B 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された 2 社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に間違いは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど一連の事務処理に不自然さはないが、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 9 月 27 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社及びB社に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録となっている。
A社については、脱退手当金を受給したが、B社を退職した時に脱退手当金の手続を行っていないし、受給もしていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における昭和 41 年 4 月 6 日から 42 年 5 月 25 日までの期間について脱退手当金の受給を認めているところ、当該事業所における被保険者期間は 13 か月のみであることから、脱退手当金の支給要件（被保険者期間 24 か月以上）を満たすことにならないため、申立期間のB社における被保険者期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、複数の事業所に係る脱退手当金をまとめて受給した場合、最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示を記すこととされているところ、A社の後に勤務したB社に係る申立人の被保険者原票には、「脱」の表示が記されているとともに、A社及びB社における被保険者期間の全てを基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ上、申立人から聴取しても申立期間について脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届き内容を確認したところ、A社に勤務した期間が脱退手当金を支給済みとのことだった。
脱退手当金の手続を行った覚えは無く、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の原票の前後 20 名にある脱退手当金の受給要件を満たしている女性のうち、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格を喪失した者は 4 名おり、うち 2 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金支給記録がある同僚の 1 名は、「当時、会社の計理士が退職時に手続をしていた。」と述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 16 日から 37 年 10 月 26 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 10 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社（現在は、B社）とC社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された2社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年9月8日に支給決定されていることが確認でき、支給金額は法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5988 (事案 5086 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 12 月 22 日から 28 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月頃から同年 8 月頃まで
③ 昭和 50 年 7 月頃から同年 10 月頃まで
④ 昭和 55 年 4 月頃から同年 7 月頃まで
⑤ 昭和 55 年 7 月頃から 56 年 9 月頃まで
⑥ 昭和 56 年 10 月頃から 57 年 5 月頃まで

私は、A社に昭和 27 年 6 月に入社し、28 年 3 月 31 日まで勤務した。記録の訂正を申し立てた結果、厚生年金保険の同社における資格喪失日は、昭和 27 年 10 月 22 日から同年 12 月 22 日に訂正された。しかし、離職した理由は父親が病気になり、家業を手伝わなくてはならなかったため、28 年 3 月 31 日まで勤務した記憶もはっきりしている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、前回、訂正不要とされたB社、C社、D社、E社及びF社についても再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

申立期間③については、申立人はC社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に

係る供述を得ることができなかった。

申立期間④については、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の代表取締役も当該期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

申立期間⑤については、オンライン記録によると、E社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間⑥については、申立人は「F社には当時の同僚が在職しているので、この方の記録を確認すれば自分の年金記録が確認できるはずである。」と主張しているが、当該期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の現在の事業主から、「当該期間当時、会社は厚生年金保険には加入していなかった。」との意見を得ている上、オンライン記録から上記の同僚は当該期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間②から⑥までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく23年2月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間②から⑥までについて、新たな事情は無いが、再度審議をしてほしいと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、A社を離職した理由及び離職日について、実家の父が病気になったため、家業の手伝いをしなくてはならなかったため離職日は昭和28年3月31日であると主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、上記複数の同僚は一律に「A社において、厚生年金保険に加入していた期間は勤務していた期間と同じである。」と回答している。

さらに、A社から、当該期間における人事資料は無く、申立人の保険料控除について確認ができないとの回答を得ている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月5日から33年4月1日まで
年金支給が始まった時、社会保険事務所(当時)から「脱退手当金を受給している。」と言われたが、そのような記憶は全く無い上、その時まで脱退手当金制度があることすら知らなかった。

脱退手当金の請求手続きをしたことや、お金を受け取ったことは記憶に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月1日の前後2年以内に資格喪失した27名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち14名が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている。

また、申立人と同時期に退職し受給記録が存在する女性は、事業所を通じて脱退手当金を受領したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年7月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 5 日から 42 年 4 月 12 日まで
② 昭和 42 年 5 月 26 日から 44 年 4 月 16 日まで

平成 14 年に社会保険事務所（当時）に年金の裁定請求手続に行った際、申立期間①及び②の期間は脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続をしたことや、お金を受け取ったことは記憶に無かった。

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、調べてもらえるとのことだったので、申し立てることにした。調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印がされているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の 5 年 1 か月の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から29年4月21日まで

平成元年頃、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認した際、A社に勤務した期間については、脱退手当金を支給済みであると言われた。その後、何回か脱退手当金支給済みの記録について調査を依頼したが、詳しい回答が無いままであった。昨年9月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届いたため、今回の申立てに至った。

自宅に保管していた当時の資料の中には、脱退手当金の入金に関する資料は見当たらない。もし、支払がされているのならば、その明細や支払方法を示してほしい。私は、脱退手当金の請求手続や、お金を受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和29年12月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年12月20日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、当時、再就職する考えが無かったと述べるとともに、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 6 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 9 月 3 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 2 日から 42 年 7 月 21 日まで

日本年金機構から、脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、年金事務所から3か所の事業所における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっている説明を受けた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された3社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 17 日から 42 年 4 月 1 日まで
平成 16 年 2 月頃に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。
脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 4 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失した 12 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、10 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されている。

また、文書照会に回答した同僚 1 名は、「当時、庶務課の担当者が、退職する従業員に対し口頭で脱退手当金についての説明を行っていた。また、従業員に代わり事業所が脱退手当金の請求手続を行っていたと思う。」と供述している。

さらに、被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 6 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。